

令和元年度地域少子化対策重点推進事業実施計画書（市町村分）

都道府県名 山梨県

市 町 村 名	(韮崎市)		
事 業 名	韮崎市結婚新生活支援事業		所要見込額 ※(注)1 1,680千円
実 施 期 間	交付決定日 ~ 令和2年3月31日		
地域の実情と課題 (これまでの市町村における少子化対策の取組全体及びその効果検証等から浮かび上がった地域の実情と課題について記述) ※(注)2	<p>平成22年から人口が減少に転じている韮崎市では、平成22年には215人であった出生数が、平成28年には199人と大幅に減少している。合計特殊出生率は、平成22年から平成25年までは増減を繰り返しながら概ね横ばいに推移しているが、平成25年には、1.32人と全国平均(1.43人)、県平均(1.44人)と比較すると、0.1ポイント程度低くなっており、親となる世代である20~40代の人口自体が平成22年の11,569人から平成27年には10,351人と減少傾向にあり、今後も出生数が増加に転じることは厳しい見通しである。</p> <p>加えて、婚姻件数・婚姻率ともに平成17年以降増減を繰り返しながら減少に向かっており、平成28年の婚姻件数は154件、婚姻率は5.1、平成17年の婚姻件数は188件、婚姻率は5.8と平成17年から34件、0.7ポイントそれぞれ減少するなど、未婚化が進行している。</p> <p>このため、少子化対策と併せ、移住・定住対策の一つとして、「韮崎市結婚新生活支援事業」を平成29年11月にスタートさせるとともに、平成30年4月からは市外からの転入世帯のみが対象であった「韮崎市持家住宅定住促進助成事業」に、市内在住者を追加するとともに、結婚新生活支援事業交付決定世帯に対する助成加算(新婚世帯区分の新設)や子育て世帯に対する持家住宅定住促進助成の要件緩和(子の年齢要件を中学生以下から18歳以下に引上げ、子に胎児を追加)などの支援を拡充し、対応しているところであるが、引き続き、結婚・出産・子育て期の切れ目ない支援を通じた少子化・人口減少対策による対応が急務となっている。</p>		
市町村における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付け ※(注)3	<p>「韮崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、移住・定住促進策として人口流出の防止と移住などによる人口流入の促進のための定住促進対策事業等の施策を掲げるほか、移住者の定着及び少子化対策に向け、20歳代から40歳代の出産・子育て世代に選ばれる自治体として、支援や応援等の施策を掲げ、総合的に推進しているところである。</p> <p>本事業については、前述の両施策に位置づけられている。</p>		
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	<p>「韮崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における目標数値は、合計特殊出生率をできる限り早期に国の目標(1.80)に引き上げるとしている。</p> <p>本事業のうち結婚支援に係るものについては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において掲げる数値目標のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻による夫婦の転入数：5組(平成31年度) ・婚姻による夫婦のいずれかの転入数：5人(平成31年度)とする。 		
参考指標 ※(注)5	<p>※婚姻数、婚姻率、出生数、出生率等</p> <p>婚姻数：(H28年度)154件 (H29年度)133件 婚姻率：(H28年度)5.1 (H29年度)4.4 出生数：(H28年度)199人 (H29年度)179件 出生率：(H28年度)6.5 (H29年度)6.0</p>		
事業内容	1 優良事例の横展開支援事業		所要見込額 0千円
	(1) 結婚に対する取組		所要見込額 0千円
	個別事業名		所要見込額 千円
	個別事業名		所要見込額 千円
	(2) 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組		所要見込額 0千円
	個別事業名		所要見込額 千円
	個別事業名		所要見込額 千円
	2 結婚新生活支援事業		所要見込額 1,680千円
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無 ※(注6)	無	「有」とした場合の事業名	

(注)

- 1 「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。
- 2 「地域の実情と課題」には、これまでの市町村における少子化対策の取組全体及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情と課題について記載すること。
- 3 「市町村における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付け」には、地域の実情及び課題を踏まえた、市町村における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付けを記載すること。特に、本事業により、地域の課題がどのように解決されるかについて記載すること。
- 4 「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、地域の実情及び課題を踏まえ設定した、市町村の少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各市町村は少なくとも令和元年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施し、都道府県にその結果を報告すること。
- 5 「参考指標」には、各市町村の婚姻数、婚姻率、出生数、出生率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、毎年、その推移を報告すること。
- 6 「上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無」は、地域少子化対策重点推進交付金との重複を排除するためのチェック欄です。（「無」が前提となります）
- 7 適宜参考となる資料を添付すること。